

処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第3条（許可の基準） 質屋営業法施行規則第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程」のとおり</p>
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187
備 考：